

デイサービスセンター桔梗みのりの里運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人敬聖会が開設するデイサービスセンター桔梗みのりの里（以下「事業所」という）が行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護及び第1号通所事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態又は要支援状態にある高齢者、事業対象者に対し、適正な指定通所介護及び指定介護予防通所介護及び第1号通所介護（以下「サービス」という）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努め、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンター桔梗みのりの里
- (2) 所在地 函館市桔梗1丁目3番8号

（職員の職種、員数（指定通所介護及び指定介護予防通所介護及び第1号通所を兼務）

第4条 事業所に次の職員を置く。ただし、必要に応じて定数を超えた職員を置くことができる。

- | | |
|-------------|----|
| (1) 管理者 | 1名 |
| (2) 生活相談員 | 1名 |
| (3) 介護職員 | 3名 |
| (4) 看護職員 | 1名 |
| (5) 機能訓練指導員 | 1名 |

（職務内容）

第5条 前条に掲げる職種の職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者

事業所の従業者の管理及びサービスの利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の運営管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員

- ア 生活指導及び相談に関する事。
- イ サービスの計画調整及び指導に関する事。
- ウ 関係機関との連絡調整に関する事。

(3) 介護職員

- ア 利用者への介護サービスに関する事。
- イ 介護者への介護指導に関する事。

(4) 看護職員

- ア 利用者の保健衛生指導に関する事。
- イ その他看護業務に関する事。

(5) 機能訓練指導員

利用者及び介護者への機能訓練指導に関する事。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び年末年始(12/31から1/3)を除き毎日とする。
- (2) 営業時間は午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間は午前10時から午後3時半までとする。

(サービスの内容)

第7条 サービスの内容は、次のとおりとする。なお、詳細については別に定めるものとする。

- (1) 送迎
- (2) 入浴
- (3) 食事
- (4) 機能訓練
- (5) 健康チェック、相談、援助、指導

(通所介護計画及び介護予防通所介護及び第1号通所計画の作成)

第8条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護及び第1号通所の開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に通所介護計画及び介護予防通所介護及び第1号通所計画(以下「通所介護計画」という)を作成する。

2 通所介護計画の作成、変更の際には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明

し、同意を得る。また、通所介護計画書の写しを利用者に交付する。

- 3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料金等)

第9条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- 2 食費（おやつ代含む）として550円を徴収する。
- 3 事業の実施に伴い要した費用は、その実費を徴収する。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受ける。

(利用定員)

第10条 事業所の利用定員は1日25名とする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は函館市（旧4町村を除く）、北斗市、七飯町の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 事業所の規律を守り、心身の安定に努めるものとする。
- (2) 他の利用者に迷惑をかけないように、相互に融和を図るものとする。
- (3) 事故防止のため、職員の指示に基づき行動すること。
- (4) 利用者が事業所の提供を受けようとするときは、るときは、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡をする等の措置を講ずるとともに、管理者にもその事を報告しなければならない。

(災害、非常時への対応)

第14条 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

- 2 事業所は、消防法令に基づき、非常災害等に対する指針を整備し防災委員を定め、定期的に委員会を開催し、具体的な消防計画等の防災計画の策定及び防災に関する研修の開催を行う。職員及び利用者様が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として昼間を想定した防火訓練を1回及び地震や落雷等の自然災害を想定した訓練を1回実施する。また訓練に地域の方々から協力が得られるようお願いすることとする。
- 3 事業所の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されている。

(苦情処理)

第15条 事業所は、利用者からその行った処遇に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付け担当者として生活相談員を指名する。なお、苦情の処理は別に定める「社会福祉法人敬聖会における「苦情解決」の体制整備について」に基づき行う。

(感染症対策)

第16条 事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会にて随意見直すこと。
- 2 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね1月に1回開催する。
- 3 感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための研修会やシミュレーションを定期的に行う又は実施する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第17条 事業所は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために【事故発生の指針】を定め、事故を防止するための体制を整備する。1月に1回対策委員会を開催し、防止及び発生時の原因と対策について分析し、改善策の周知徹底を図る。また事故発生の防止及び発生時の対応についての研修会を定期的に行う。

- 2 利用者様に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者様の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。
- 3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 5 その他関係通知の遵守、徹底

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第18条 事業者は、利用者様の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- 1 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び指針を整備し、虐待の防止のための委員会を定期的を開催する。
- 2 成年後見制度の利用支援
- 3 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- 4 職員は、利用者様に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。
 - (1) 殴る、蹴る等直接利用者様の身体に侵害を与える行為。
 - (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
 - (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
 - (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
 - (5) 食事を与えないこと。
 - (6) 利用者様の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
 - (7) 乱暴な言葉使いや利用者様をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
 - (8) サービスを中止させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
 - (9) 性的な嫌がらせをすること。
 - (10) 当該利用者様を無視すること。

(身体的拘束等)

第19条 事業所は、利用者様の身体的拘束は行わない。万一、利用者様又は他の利用者様、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には家族の「利用者様の身体的拘束に伴う申請書」に同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体的拘束等を行うことができる。

また、身体拘束廃止の指針を定め、体制を整備する。尚、その指針は利用者等が閲覧できるように掲示するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第20条 事業所は、従業員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、サービスの提供に関する記録をその完結の日から5年間保存する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人敬聖会と事業所の

管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成26年6月1日から施行する。

この規程は平成28年3月1日から一部変更する。

この規程は平成30年4月1日から一部変更する。

この規程は令和2年4月1日から一部変更する。

この規程は令和3年4月1日から一部変更する。